

## 令和8年度 第2回 持続可能な財政運営検討会 議事要旨

1 日 時 令和8年7月13日（月）15:15～16:40

2 場 所 県庁3号館7階大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

飯塚委員、石川委員、上村委員（会長）、木村委員、下山委員（5名）

#### (2) 県

齋藤知事、守本真一副知事、守本豊副知事、安達技監、有田理事、中之藪財務部長、近藤財務部次長、柳田農林水産部次長、宇野土木部長、松浦まちづくり部長（10名）

### 4 知事挨拶（開会）

- 本日は委員の皆様、大変ご多忙の中、第2回となる持続可能な財政運営検討会にご出席を賜り感謝する。第1回の検討会において、本県の財政が置かれている現状や課題について、委員の皆様から専門的な見地などに基づき、貴重なご意見を賜ったことに、改めて感謝申し上げる。
- 頂いた意見の中には、「財政健全化と同時に、成長力の強化や将来のビジョンを示すなど、県民に対して前向きな発信を行うべきであること」、「事業の必要性や効率性をより重視する方向へ見直すべきであること」、「民間活力を活用すべきであること、市町・国との連携を強化すべきであること、県のプラットフォーム機能を発揮し、事業全体の最適化と経済活性化を図るべきであること」などのご意見があった。また、改革そのものだけではなく、改革の先を見据えた将来像についても検討すべきところのご指摘もいただいた。上村委員をはじめ、各委員から本当に貴重なご意見を頂いた。
- 財政健全化の第一歩として、これから公債費負担適正化計画の素案をお示しし、皆様からご議論をいただきながら、具体的な検討を進めていきたいと考えている。財政健全化の検討に当たっては、兵庫県財政の構造分析や具体的な対応策を講じることはもとより、経済の活性化に向けた取組も総合的・有機的に組み合わせながら、持続可能な財政運営を図っていきたいと考えている。
- 本日は、先般報道等もされた公共用地先行取得等事業債の取扱いについても説明をさせていただく。その結果、実質公債費比率の算定において修正及び見直すべき点を反映し、指標の見直しも行うこととなる。この件は平成12年度に公共事業の用地取得のために発行した借金であり、約490億円の規模となる。その後、10年ごとに全額借換えを行ってきたものであるが、令和2年度の借換えの際、本来であればその時点において生じていた土地売却収入約338億円を除いた額を借り換えるべきところ、全額借換えを実施していた。これについて、総務省から地方財政法に抵触するおそれがあるとの指摘を受け、このたび判明したものである。
- これは平成31年の行革プラン策定・見直し時に、当時の知事から県債管理基金の残高確保の指示があり、それに基づいて実施されたとの報告を私自身も受けている。県民の皆様、関係者の皆様にはご心配をおかけすることとなる。
- 財政課題の先送りともいえる不透明な手法については、分収造林事業など、これまでの兵庫県の財政運営の中でも長年行われてきた面がある。私自身は、それを把握した都度、しがらみなく過去の負の遺産を処理し、将来に先送りしないという決意を持っ

て対応を進めてきた。今回の件についても、私自身は7月上旬にそのような事案があるという報告を受け、初めて認識したものである。

- これまでの分収造林事業などと同様に、把握した事案については、しっかりオープンに議論しながら対応を検討していくことが重要であると考えている。そのため、今回の件についても、まず検討会に報告をさせていただき、その上で対応をしっかり議論していきたいと考えている。また何よりも、当時なぜこのような対応を行ったのか、その経緯や原因は何だったのかについて、有識者の方々にもご指摘をいただきながら検証していくことが重要であると考えている。そして、再発防止の方策をつくっていくことも大切であると考えている。
- 新たな問題が判明したことは残念ではあるが、一方で、今朝の幹部会議の場において、財政当局をはじめ各部局に対し、長年抱えている過去からの負債や負の遺産が他にあるのであれば、この際すべて明らかにしていこうと伝えた。過去からの膿をすべて出し切るという決意で処理を進めていく。そして、その際にはできるだけ県民の皆さんにオープンにしながら、一つ一つ着実に対処していきたいと考えている。
- 負の遺産の処理の結果として、兵庫県の財政指標が悪化するという側面も、本日の報告にある。しかし、「躍動する兵庫」の実現のためには、兵庫県が直面している財政状況をしっかり受け止めることが必要である。その上で、今後8月を目指して公債費負担適正化計画を策定するとともに、歳入歳出改革を着実に進めていくことによって、足元の財政基盤を整え、将来世代に引き継いでいくことが何よりも大切であると考えている。将来世代に過度な負担を先送りすることなく、我々の世代が現時点でしっかり対処していくこと、そして未来志向で取り組んでいくことが重要であると考えている。
- 財政健全化と未来への投資の両立に向けて、これからも着実に議論を進め、具体的な対策を講じていきたいと考えている。本日は、委員の皆様におかれては、忌憚のないご意見を賜るようお願い申し上げ、私からの挨拶とする。

## 5 議事

- (1) 公共用地先行取得等事業債の取扱いについて
- (2) 公債費負担適正化計画（素案）の策定について

## 6 発言要旨

### (1) 委員 A

- 兵庫県が厳しい財政状況を踏まえ、リスクを十分に把握する観点から、金利を「+0.5%」で見込んでいることは、短期的には望ましい対応と評価できる。
- 一方で、今後は経済成長率や金利環境が変化する可能性があるため、将来推計（試算）は定期的に更新していく必要がある。
- 現状では金利上昇リスクは高まっている一方、成長率はそれほど上昇していないため、過度な楽観視は避けるべきである。
- 今後もリスクを適切に織り込みながら、慎重な前提設定と定期的な見直しを行うことが望ましい。
- 当面の目標は、令和15年度において実質公債費比率が25%を超えないようにすることにある。さらに、その後は財政指標が安定的に低下していく状態を目指すことが重要である。この2つの目標は性質が異なり、それぞれに応じた対策や考え方が必要である。

- 公債費負担適正化計画の第 1 段階で示されている特定目的基金の積み替えについては、財政上のテクニカルな対応としてだけでなく、県民生活への影響も十分に考慮する必要がある。基金は本来必要な目的があって積み立てられているものであり、安易な組み替えは本来望ましい対応ではない。そのため、基金の積み替えによる効果を過度に期待せず、限定的・慎重に活用すべきである。
- 投資抑制は早い段階で実施するほど財政改善効果が大きいと、その点を十分考慮する必要がある。ただし、重要なのは「何%削減したか」ではなく、「実際に収支がどれだけ改善したか」である。公共投資を単純に削減するのではなく、財政改善につながる実質的な効果を重視すべきである。国庫補助の活用なども含め、公共投資をできるだけ維持しながら財政改善を図る手法を積極的に検討する必要がある。
- 財政健全化を進める上では、インフラの集約化や効率化についても検討が必要である。将来の維持管理負担を見据え、インフラのあり方そのものを今の段階から先取りして考えておく必要がある。単なる投資削減ではなく、中長期的な視点で社会資本のあり方を見直すことが重要である。

#### (県回答) 中之蘭財務部長

- 成長率・金利の前提を保守的に設定している点について、一定の評価を頂いたものと受け止めている。一方で、成長率を十分に見込めていない点は課題と認識している。本来は内閣府の最新試算値を反映したかったが、公表前であったため、今回の試算では現時点で見えている金利上昇リスクのみを反映した。今後、内閣府の新たな試算が示されれば、成長率等の見込みが大きく変わる可能性がある。ただし、引き続きできるだけ保守的な見通しを基本としていく考えである。
- 基金にはそれぞれ設置目的があることを十分認識しており、その点は重視している。基金の積み替えを検討する際には、県独自財源で積み立てられた基金であるか、当面の使途の有無、積み替えによって事業執行に支障が生じないか、といった点を確認する必要がある。これらを踏まえ、実施の際には慎重に検討していきたいと考えている。
- 国庫補助など有利な財源の確保が重要であるとの指摘は、そのとおりであると認識している。現在想定している範囲にとどまらず、活用可能な財源がないかさらに幅広く調査・研究していく考えである。土木部局や農林部局とも連携しながら、財源を確保し、できる限り事業費を確保していきたい。

#### (2) 委員 B

- 特定目的基金の積み替えによって財政指標が改善するメカニズムについて、委員会全体として理解できるよう、分かりやすく説明した方がよい。
- 最終案では、特定目的基金の積み戻しを令和 16 年度から開始することとしている。一方で、資料では令和 15 年度頃まで実質公債費比率が高い水準で推移する見通しとなっている。そのため、令和 16 年度から積み戻しを始めるのであれば、高い水準が続く期間の実質公債費比率の低下には直接寄与しないように見える。資料上では、基金の積み替えがどのように財政指標の改善につながるのか、その効果が十分に読み取れないため、積み替えによる効果がどのような試算結果となっているのか、口頭説明でもよいので具体的に示してほしい。

**(県回答) 中之蘭財務部長**

- 実質公債費比率は、分母の「標準財政規模」と、分子の「公債費負担」と「県債管理基金の積立状況」などによって算定される。県債管理基金の積立が不足している場合、公債費償還のための財源が不足しているとみなされ、算定上のペナルティが加算される仕組みとなっている。現在、兵庫県では積立不足率が約 50%生じているため、県債管理基金の残高を増やせば積立不足率が縮小し、ペナルティ加算が減少する。その結果、実質公債費比率の改善につながる。このため、他の基金から県債管理基金へ積み替えを行うことで、投資削減による効果に加え、基金残高の回復による実質公債費比率の改善も図ろうとしている。
- 第 1 段階目の公債費負担適正化計画では、「実質公債費比率を 25%以下に抑えること」を目標としている。特定目的基金の積み替えは、この目標達成のための緊急的な対応として位置付けている。25%を超えることが見込まれる時期に合わせて基金残高を回復させることを想定しており、令和 16 年度以降ではなく、今年度末や来年度など比較的早い段階で実施することも考えている。計画書上では十分に記載できていないが、積み替えによる実質公債費比率の改善効果を早期に発現させることを想定している。
- 資料に記載している令和 16 年度以降の積み戻しは、上記の特定目的基金の積み替えとは別の「積立不足対策」である。県では過去に、分収造林事業及び地域整備事業会計の負債処理のため、県債管理基金を約 1,200 億円取り崩した経緯がある。その対応として、行政改革推進債（行革債）を活用しながら毎年 120 億円ずつ、10 年間かけて 1,200 億円を積み戻す取り組みを進めている。この積み戻しは令和 15 年度に終了する見込みであり、その後は県債管理基金の積立不足解消のために資金を活用できる可能性があると考えている。
- 資料に示している 500 億円や 1,000 億円の積み戻しは、令和 15 年度以降に新たな積立不足対策として実施した場合のシミュレーションである。行革債の活用をイメージして試算しているが、現時点で実施方法や財源確保策が決定しているわけではない。

**委員 B**

- 特定目的基金を積み替えるとの点について、おそらく委員 A が発言されたように積立不足が発生すると思うが、それは、実質公債費比率には反映されないからそういうテクニカルなことができるとの理解で合っているか。

**(県回答) 中之蘭財務部長**

- その通り。

**委員 B**

- 今回の試算により、金利上昇を想定した場合、投資削減を行っても短期的な実質公債費比率の上昇を完全に抑えることは難しいことが明らかになった。この点が明確になったことは大きい。
- 財政健全化には歳出削減だけでなく、資産・負債を含めたストック面の対策が重要である基金の積み替えや積み戻しによって実質公債費比率の改善を図ろうとしている点は、テクニカルな手法ではあるが評価できる。
- 基金を確保し運用益を高める取組は重要であり、計画案に盛り込まれている資産運

用の考え方は評価できる。一方で、資金を保有するだけでなく、繰上償還なども含めて債務削減に取り組む視点も必要である。

- ネーミングライツなどに加え、保有資産の価値発掘・活用・処分を進め、収入確保や純債務の削減につなげるべきである。こうした取組は将来的な財政負担や職員給与削減リスクの軽減にもつながるため、全庁的に強化してほしい。

#### (県回答) 中之蘭財務部長

- 資産売却によって得た財源を基金に積み立てることは、今後検討していくべき課題と認識している。
- 外部からも適切と評価される健全な資金運用を進めていきたい。これまでの低金利環境では、将来の金利上昇を見据えて現金保有を一定程度維持してきたが、今後は債券運用を強化し、基金の運用益確保に取り組む方針である。既に計画的な債券取得などを進めている。
- 余剰資金を活用した繰上償還の考え方は重要な指摘であると受け止めている。市場で流通している県債は繰上償還が難しい場合もあるが、可能なものについてはできる限り実施していきたい。
- 保有資産の活用や新たな収入確保の取組が重要であるとの指摘はそのとおりと認識している。今後は各部局と連携しながら、歳入・歳出全般について従来の発想にとられない取組を進め、財政改善につなげていきたい。

#### 委員B

- 特定目的基金から県債管理基金へ資金を積み替えても、バランスシート全体で見ると資産の移し替えに過ぎず、純債務は改善しない。そのため、実質公債費比率は改善しても、財政の実態が大きく改善したことにはならない。
- 積み替えを行う際には、単なる資金移動にとどまらず、積み替え元となる特定目的基金の必要額や運用のあり方についても見直しを行うべきである。特定目的基金に生じる積立不足を適切に縮小できれば、財政運営の効率化につながる可能性がある。そのため、積み替えだけで終わらせるのではなく、基金のあり方の見直しも含めて検討してほしい。

#### (3) 委員C

- 今回の試算モデルは、不確実性がある中でリスクを踏まえた試算となっている。今後、夏に更新されるデータを反映しながら、引き続き精査していく方針であることを理解している。また、国の了承のもとで2段階の計画として進めることは評価できる。まず第1段階で現実的な目標達成を目指し、その後第2段階へ進むことで、中長期的な財政改革の道筋が示されていると考える。
- 財政危機への対応として財政コントロールは重要だが、それだけでは不十分である。長期間にわたり投資抑制が続く見通しの中では、財政改善と同時に県政運営の体制改革も進める必要がある。財政面と組織運営面の両方を一体的に見直していく視点が重要である。
- 単純な給与削減だけで課題を解決しようとするべきではない。今後どのような人材が必要なのかを明確にし、適切に配置・活用する体制づくりが重要である。人材育成だけでなく、人材を最大限活かせる組織づくりを進めるべきである。
- 職員はそれぞれの業務に真摯に取り組んでいる。改革を進めるうえでは、職員の働

く意欲やインセンティブを損なわないことが極めて重要である。民間企業と同様に、処遇や環境が悪化し続けると組織の活力低下につながるため、十分な配慮が必要である。

- 県職員の流出が進んでいるという話も聞いており、強い懸念を持っている。県政を支える人材がさらに流出することは避けるべきである。将来の県政を担う人材を確保し、定着させるための組織体制整備が求められる。
- 県行政が厳しい状況にあることは共通認識となっている。行政運営の不透明な部分を改善し、より透明で健全な組織へと改革していくことが重要である。今後の県政のあり方や必要な施策を明確にしたうえで、人材体制も含めた改革を進めるべきである。今後の具体的な施策検討においても、こうした視点を反映してほしい。

#### (県回答) 有田理事

- 歳入・歳出全般にわたる改革が必要であるとの認識を持っている。その中には財政面だけでなく、組織体制や働き方の見直しも含まれる。今後の改革では、業務の進め方や組織のあり方についても改善していく必要があると考えている。
- 改革の具体例として、AI の活用など、これまで十分に考えられてこなかった分野も含めて見直しを進める必要がある。従来の常識にとらわれず、思考停止することなく、思い切った改革や業務見直しに取り組む考えである。
- 県が今後どのような行政運営を目指すのかを踏まえ、必要となる人材像を整理していく必要がある。将来の県政運営に必要な人材について、人事部局と連携しながら検討していく考えである。人材確保・育成や組織体制のあり方についてもあわせて検討していく。

#### (4) 委員 D

- 当初は、「公債費負担適正化計画を国へ提出するため、投資を削減し、とくにインフラ投資を抑えることが主眼である」と理解していた。しかし本日の議論を聞き、その理解は誤りだったと認識した。本質は単なる公債費抑制ではなく、「歳入・歳出のあり方を抜本的に見直す構造改革」にあると理解した。
- 県が示した方向性は、財政運営の技術的な調整ではなく、「構造改革を進める」という意思表示であると受け止めた。有利な財源確保についても、土木や農林など個別部局だけの問題ではなく、県庁全体の改革として考えるべき。一律の削減ではなく、構造改革による財政改善が必要である。
- インフラ投資は将来への負担ではなく、将来の損失やリスクを防ぐための先行投資である。知事の「将来に負の遺産を残さない」という考え方とも一致すると考えている。そのため、インフラ投資を安易に縮小すべきではない。
- インフラは単独では機能せず、相互に有機的につながることで初めて機能する。従来のような利便性向上のためだけでなく、現在のインフラは「命と生活を守る基盤」という役割を担っている。インフラの重要性について改めて認識すべきである。
- 構造改革の一環として、財源確保や事業手法の見直しを進めるべき。DBF0、PFI など多様な契約・事業方式を積極的に活用すべきである。国も同様の取組を進めているが十分な成果が出ていないため、課題を分析して改善する必要がある。
- PPP、PFI に加え、ESG 投資の活用にも着目している。企業はSDGs や社会貢献を通じて評価（レピュテーション）を高めようとしている。こうした民間企業の投資意欲や ESG の流れを社会基盤整備に取り込めないか。インフラ整備に必要な資金を多様

な財源から確保することが重要。

- 現在は公債費抑制が喫緊の課題であり、一定程度インフラ投資の抑制が避けられない現実も理解している。しかし、その場合でも誰かに負担を肩代わりしてもらう仕組み、すなわち民間資金の活用や、国・市町との役割分担を付帯して、少なくとも段階的であつ、戦略的でなければならない。
- インフラは有機的につながっているため、一部の投資削減でも全体機能が急激に低下する可能性がある。洪水・高潮・豪雨などへの防災機能は現在もぎりぎりの状態で維持されている。インフラ整備を怠れば、突然大きな機能不全が発生する危険がある。

#### （県回答）中之蘆財務部長

- 委員から指摘のあった「構造改革」の重要性については、県も同じ問題意識を持っている。本来であれば、投資的経費だけでなく、行政経費を含む県全体の歳入・歳出改革を検討した上で、その結果として投資水準や公債費負担適正化計画を定めるべきである。しかし実際には、公債費負担適正化計画の策定スケジュールが先に決まっており、構造改革全体の議論よりも先に投資水準を検討しなければならない状況となっていた。県としては、この順序の逆転に課題を感じていた。
- こうした課題に対応するため、県は総務省と協議を行い、公債費負担適正化計画を二段階で策定する方法を調整した。総務省からは条件付きではあるものの、その進め方でもよいとの理解を得ている。まずは暫定的な計画を策定し、その後、本格的な構造改革の議論を踏まえて内容を検討していく方針である。そのため、今年だけでなく来年度も非常に重要な時期であり、今後改めて県全体のあり方を検討していきたい。
- 有利な財源の確保については、土木部や農林部だけの課題ではないとのご指摘はその通りである。財務部を含め、県庁全体で財源確保に努める必要があると考えている。全庁的な取組として、より積極的に財源確保策を進めていく。
- 県は県債発行団体として資金調達を行っており、ESG 投資には強い関心を持っている。実際に昨年度も ESG 投資を活用した資金調達の実績がある。環境対策に関する取組を対象とした「グリーンボンド」を活用して資金調達を行った。その結果、通常の市場条件よりも有利な条件で資金を調達することができた。
- 県事業の中から防災関連部分を取り出し、防災対策に力を入れていることを市場にアピールした。その取組が投資家から高く評価され、防災に関心を持つ投資家から多くの資金を集めることができた。ESG 投資は、県にとって有効な財源確保手段の一つであると認識しており、今後も環境や防災などの取組を活かしながら、ESG 投資の動向を意識して資金調達を進めていきたい。

#### （県回答）宇野土木部長

- インフラが適切に機能することは、地域経済の発展、防災・減災、安全・安心な県民生活の確保に不可欠であると認識している。県としても、インフラの役割と重要性については十分に理解している。
- 近年、県内では大きな災害が発生していない状況にあるが、他地域ではインフラに起因する事故やトラブルが発生している。こうした事例も踏まえ、インフラの整備、維持管理、更新については、決して手を緩めてはならないと考えている。将来にわたって必要な機能を維持するため、継続的な取組が必要である。

- 一方で、県は厳しい財政状況に直面している。また、インフラ整備・維持管理を担う技術系職員の不足という課題も抱えている。今後は、こうした制約の中で効率的に事業を進めていく必要があるとしている。
- 財政や人材面の課題に対応するため、DXの活用を進めていく。さらに、提案のあった民間活用や多様な入札・契約手法など、さまざまな手法を活用していく。こうした取組を通じて、インフラの整備、維持管理、更新に引き続き努めていく方針である。

#### 委員D

- ESGは、決して投資を受け取る側の発想だけではない。県が投資を直接受けるのではなく、その投資を受けたい企業に、いろいろと担っていただくという発想もできるので、もう少し広くお使いいただけるかと思う。

#### (5) 委員E

- 用先債を活用した過去の財政運営は、地方財政法に抵触するとされており、現時点では望ましい手法ではないことは明らかである。検討会の間に不適切な取り扱いが発覚し、実質公債費比率の修正が必要になったことは非常に残念だった。一方で、総務省への公債費負担適正化計画提出前に修正できたことは、不幸中の幸いだったと表現すべきかどうか分からない。何よりも重要なのは、県財政の実態を県民に正確に伝えることである。
- 用先債の件については、過去の財政運営の検証は一定程度必要である。しかし、限られた行政資源を過去の検証に大量投入するよりも、今後の行財政改革に重点的に振り向けるべきである。現在は公債費負担適正化計画の策定が最優先課題であり、その後も改革を継続する必要がある。常に優先順位を意識しながら人的資源を配分すべきである。
- 計画の前提となる成長率や金利想定は、案1・案2ともに保守的（厳しめ）な設定と評価できる。特に金利が高い状態を想定している点は妥当である。案2は実質公債費比率が25%を超え、早期健全化団体となる極めて厳しいシナリオであり、「最悪のケース」とみてよい。実際には案1の推移の方が現実的と考える。ただし、案2のような事態を避けるための対策を考える上で、厳しいシナリオを設定する意義はある。
- 適正化計画では、「投資規模10%抑制」、「特定目的積立金の県債管理基金への積み替え」、「県債管理基金の運用益確保」の3施策が示されている。兵庫県の広い県土や地理的条件を踏まえると、20%の投資削減は現実的ではない。10%削減も厳しい数字だが、現実的な水準と考える。インフラ整備を過度に抑制せずに済むよう、多様な財源確保策を模索する必要がある。
- 過去には特殊な基金運用もあったため、基金の積み替えは慎重に行うべきである。特定目的基金は本来、特定事業のために積み立てられたものであり、その必要性や事業規模との整合性を十分検証する必要がある。国の行政事業レビュー（基金レビュー）の手法も参考になる。基金の見直しと県債管理基金への積み替えは、実質公債費比率の改善には有効と考える。ただし、基金の積み替えだけでは県の財政状況そのものが根本的に改善するわけではない。
- 基金の積み替えや投資抑制だけで現状を乗り切ることは難しい。収支不足の解消が不可欠であり、そのためには歳入・歳出全体の見直しが必要である。実質公債費比

率の分析では、特に「積立不足加算額」の改善が重要なポイントである。県債管理基金への着実な積み立てを進める必要がある。

- 公債費負担適正化計画は財政全体（マクロ）の方向性を示すもの。その後は個別施策レベル（ミクロ）の改革が課題となる。委員Dが指摘したような大胆な構造改革が必要である。改革を継続的に進める体制づくりが重要である。起債許可団体となっている新潟県の行財政改革の進め方は参考になる。
- 財政制度や実質公債費比率、償還差効果などは専門的で分かりにくい。だからこそ、県民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うべきである。新潟県の事例のように、情報公開や説明責任を積極的に果たす必要がある。財政状況や改革内容について透明性を高めることが重要である。
- 起債許可団体になったとしても、県政が完全に止まるわけではない。「県の財政が完全に立ち行かなくなる」といった誤解を招かないよう、正確な情報発信が必要である。県民や県職員に過度な不安を与えないよう配慮すべきである。
- 起債許可団体になることは制約である一方、大胆な改革を進める契機にもなり得る。適正化計画提出後、構造改革をどのように進めるかが今後の最大の課題であり、「これからが勝負」である。

#### （県回答）有田理事

- 指摘のあった内容はいずれも重要な論点であると認識している。県としても、その指摘を踏まえながら今後の対応を進めていく考えである。
- 過去の問題については、将来に向けた対応を重視しつつも、必要な検証は適切に実施していく。過去を振り返るだけでなく、今後の財政運営や改革につなげる視点を持って取り組む考えである。
- 基金のあり方については今後検討していく必要がある。あわせて、財政運営の根本的な課題に対応するため、構造的な部分も含めた大胆な見直しが求められていると認識している。
- 財政に関する説明は専門用語が多くなりがちで、分かりにくくなる面があることを認識している。その点については反省すべき部分もある。今後は、県民に対してより分かりやすく丁寧な説明を行う必要があると考えている。
- 今後は具体的な改革内容を形にしていくことが必要である。現時点はまだ改革の入口に立った段階であり、本格的な取り組みはこれからである。県として引き続き対応可能な内容を整理し、委員の皆さまからの意見も伺いながら改革を進めていきたい。

#### 7 知事挨拶（閉会）

- 委員Eはじめ、各委員の皆様におかれては、本日も闊達な議論をいただいたことに、改めて感謝申し上げます。
- 本日、公債費負担適正化計画の方向性、そして素案を示させていただいた。頂いたご意見を踏まえ、来月、総務省にこの適正化計画の提出を予定している。引き続き、今回頂いたご意見などを踏まえながら、最後の詰めを進めていきたいと考えている。
- 様々なご指摘の中で、今回についてはシナリオとして固めに、厳しめに見ていくこととしている。案1、案2をお示ししているが、特に計画策定ベースでは案2ベースで見ていくという考え方である。そして、現実的に今後どうなっていくのかということも見据えながら、着実に対応していくこととなる。案1では単年度で25%超、案2で

は12年度から15年度の3か年平均で25%超という見通しが出ている。その25%を超えるというシナリオが出てきた以上、それを超えないようにどのようにしていくのかということ、我々としてはまず考えなければならない。その中で、「基金の問題をどうするのか」「今後の行財政改革をどのように進めるのか」ということが、これから大事なポイントになってくると思っている。

- 先ほど委員Eにもご指摘いただいたが、やはり県民の皆さんへの説明というものが大事であると考えている。用先債の扱いであったり、冒頭にも申し上げた分収造林事業であったり、やはり県民の皆さんに実態が十分伝わらないまま、負の部分というものが先送りされていた面がある。そして今、それが放置できない状況になってきている。そうしたものを一つ一つ処理してきたのがこれまでであり、またこれからも続けていくことになると考えている。その際には何よりも、県民の皆さんにしっかりと情報を開示していくということが大事であると考えている。
- 今回の用先債の経緯についても、地方財政法に抵触するおそれが指摘されている中で、場合によっては法に基づく再発防止を求められる可能性もある。また、それが求められなかったとしても、やはり県民の皆さんにプロセスをお示ししていくという意味で、一定の検証は必要であると考えている。当時どのような経緯で行われたのか、どのような判断がなされたのかということについて、県民の皆さんに説明できるようにしていく必要があると考えている。
- 委員Eからもご指摘いただいたとおり、これからの行財政改革が大変重要になってくると考えている。そのため、これからの行財政改革を主軸として進めていくこと、必要な検証についても着実に実施していくこと、この両方のバランスを取りながら進めていくことが重要であると考えている。そうした点についても、引き続きご指導を賜ればと考えている。
- この計画づくりを通じて、財政健全化と必要な投資の両面をしっかりと進めていきたいと考えている。また、委員Cからもお話があったとおり、これまで県政を支えていただいている職員の皆様、そしてこれからも県政を支えていただく職員の皆様にとっても、将来の県政をしっかりと担っていくということを一体的に考えていく道筋が大切であると考えている。
- 第3回目以降については、歳出・歳入にわたる本格的な点検を行い、各分野のあり方、各分野における改革の方向性について議論を深めていきたいと考えている。引き続き、皆様から忌憚のないご意見、ご提案、そしてご理解、ご支援、ご協力を賜りたいと考えているので、よろしくお願い申し上げます。

## ※ 議事要旨に関する注記

当検討会の自由闊達な意見交換等の観点から、議事要旨の委員名については記載を控えております。